

## 統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

□ 平成 17 年度に評価結果を取りまとめた「大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記アのとおりです。

また、平成 16 年度に評価結果を取りまとめた「経済協力（政府開発援助）に関する政策評価」、「検査検定制度に関する政策評価」、「湖沼の水環境の保全に関する政策評価」及び「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」についての前回報告の状況及びその後の状況は下記イのとおりです。

この内容については、平成 19 年 6 月 8 日に国会へ報告しています。

### ア 評価の結果の政策への反映状況

テ ー マ 名	大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価（総合性確保評価） (通知・公表日：平成 18 年 3 月 31 日)
関係行政機関	環境省、国土交通省、経済産業省、国家公安委員会・警察庁

### 政策の評価の観点及び結果

- 評価の観点  
大気環境保全政策について、関係行政機関の各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施
- 評価の結果
  - ① 対策地域の自排局における大気環境基準の達成状況については、NO<sub>2</sub>は、全体では平成 11 年度以降達成率が緩やかな増加傾向となっている。SPMは、平成 15 年度以降、大気環境基準の達成率の大幅な増加がみられる。しかし、交差点等の周辺地域については、長期にわたって大気環境基準が達成されていない状況がみられる。  
対策地域の自排局における大気環境濃度については、NO<sub>2</sub>及びSPMともに近年低下傾向にあるものの、非対策地域の自排局に比べ、依然として高い状況が続いている。
  - ② NO<sub>2</sub>の大気環境濃度は、自動車NO<sub>x</sub>法施行後 13 年を経過しているにもかかわらず、対策地域の自排局と非対策地域の自排局との間及び対策地域の自排局と一般局との間で、依然としてわずかな濃度差の縮小にとどまっており、対策の効果が顕著に発現するはずである対策地域の自排局の大気環境濃度の改善に著しい進展がみられない。

意見	政策への反映状況
<p>関係行政機関においては、調査の過程で把握された次の課題について十分配慮し、今後の大気環境保全政策の推進を図ることが必要</p> <p>(1) 総量削減計画の実施状況については、</p> <p>① 平成 16 年度を含め過去 10 年</p>	<p>関係行政機関は、評価の結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。</p> <p>平成 19 年 2 月に中央環境審議会から環境大臣に対し、「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」の意見具申がなされた。当該意見具申を踏まえ、大都市圏における大気の汚染の防止に向けた施策を強化するため、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が改正された（以下、改正された特別措置法を「改正自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。）。</p> <p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 局地汚染対策の導入</li> <li>ii) 流入車対策の導入</li> </ul> <p>個別の課題に対する意見の政策への反映状況は次のとおりである。</p> <p>(1) 総量削減計画の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 局地汚染対策の検討及びその着実な実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 改正自動車NO<sub>x</sub>・PM法により、局地汚染</li> </ul> </li> </ul>

意見	政策への反映状況
<p>間、NO<sub>2</sub>の大気環境基準を達成していない29局の自排局の中には、近傍道路で交差点のオープンスペース化等の局地汚染対策が行われているものも一部みられるが、大気環境濃度は依然として高い状況が続いており、その改善までには至っていないことから、有効な局地汚染対策を検討し、その着実な実施を推進すること。</p> <p>② 交通流対策等について、施策の効果の検証実績が少ない状況がみられたことから、効果の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、今後の対策の在り方を検討すること。</p> <p>③ 自動車から排出されるNO<sub>x</sub>（NOとNO<sub>2</sub>の合計）対策については、永年にわたり特別措置法により対策を推進してきたにもかかわらず、NO<sub>2</sub>の濃度に顕著な改善がみられない状況を踏まえ、NO<sub>2</sub>を一層削減するため、大気中の化学反応によるNO<sub>x</sub>の生成過程など大気汚染のメカニズムの解明に努め、有効な対策を検討し、その着実な実施を推進すること。</p> <p>(2) 車種規制の実施に伴い、対策地</p>	<p>対策が導入された。具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>a) 都道府県知事は、大気汚染が特に著しく、大気汚染を防止する対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定することができるものとした。</p> <p>b) 都道府県知事は、重点対策地区を指定したときは、重点対策計画を策定しなければならないこととした。</p> <p>c) 重点対策地区において自動車交通需要を生じさせる程度の大きい建物を新設する者に対して、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出ることを義務付けた。</p> <p>ii) 環境省は、重点対策地区の指定制度を円滑に推進するため、「局地汚染対策支援事業」を平成19年度から実施することとした（平成19年度予算額1,900万円）。</p> <p>iii) 国土交通省は、局地汚染対策について、総合的・効果的な対策を立案するため、「交差点部等の局地汚染対策のための大気シミュレーション検討」を平成19年度から行うこととした（平成19年度予算額3,000万円）。</p> <p>② 交通流対策等について効果の把握及び今後の対策の在り方の検討</p> <p>i) 環境省は、交通流対策の効果の把握等を行うため、「局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査」を平成19年度から実施することとした（平成19年度予算額800万円）。</p> <p>ii) 警察庁は、NO<sub>x</sub>・PM等の排出量削減に資する交通安全施設等の計画的・効果的な整備を図るため、交通安全施設等の整備による交通渋滞解消等、排出の抑止に係る効果の測定を行うとともに、現在用いている効果測定方法について検証するため、「交通安全施設等整備事業の効果測定及び測定方法の検証」を平成19年度に実施することとした（平成19年度予算額1,014万円）。</p> <p>③ NO<sub>2</sub>を一層削減するための有効な対策の検討及びその実施</p> <p>環境省は、NO<sub>2</sub>などの環境濃度の特性の解析・評価を行うための調査（総量削減対策環境改善効果検討調査：平成17年度から実施）や局地的な大気汚染が見られる地区における大気環境の現況解析及び局地汚染対策の効果把握を行うための調査（局地における大気汚染改善事業：平成16年度から実施）を行っており、調査結果については、対策地域を有する都府県に提供し、局地汚染対策の実施への活用を図ることとした。</p> <p>(2) 流入車対策の導入に向けた検討の推進</p>

意見	政策への反映状況
<p>域に使用の本拠の位置を有する自動車では規制適合車の割合が顕著に増加しているが、i) 規制適合車の割合の低い非対策地域に使用の本拠の位置を有する自動車に対策地域に流入している一方で、ii) 条例により非適合車の流入を規制している首都圏において、非適合車の流入率が規制開始以降低下傾向にあり、規制の効果が発現している状況がみられる。したがって、対策地域内における対策地域外から流入する非適合車の交通量等による大気環境への影響や費用を勘案した上で、非適合車の流入規制の必要性を含め、流入車対策導入に向けた検討を推進すること。</p> <p>(3) 自動車使用管理計画の作成・提出等については、</p> <p>i) 未提出の事業者に対し罰則の適用があるが、自動車運送事業者等のうち貨物自動車運送事業者の約3割が提出していない状況がみられること、</p> <p>ii) 自動車運送事業者等以外については、報告義務事業者数が十分に把握できていない状況がみられること、</p> <p>iii) 貨物自動車運送事業者では、対象となる自動車の捕捉率が約6割となっていること、</p> <p>iv) 意見を聴取した事業者等から、複雑で作成に手間がかかり負担となっているとの意見が多く寄せられていること、</p> <p>v) 提出を受けた行政機関において、低公害車等への転換状況等の分析やこれに基づく指導・助言が行われていないなど、対策への活用が不十分な状況がみられること</p> <p>などを踏まえ、効果等の検証を行い、報告制度が有効に機能するよう見直しを行うこと。</p>	<p>i) 改正自動車NO<sub>x</sub>・PM法により、対策地域外からの流入車対策が導入された。具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>a) 重点対策地区のうち、流入車の割合が高い地区で流入車を運行する一定の事業者に対して、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に関する計画の作成等を義務付けた。</p> <p>b) 流入車を使用する他の事業者及び荷主に対し、流入車からの自動車排出窒素酸化物等の排出抑制について努力義務を課すこととした。</p> <p>ii) 環境省は、流入車対策及び車種規制を円滑に推進するため、「自動車使用合理化推進事業」を平成19年度から実施することとした(平成19年度予算額1億3,000万円)。</p> <p>(3) 自動車使用管理計画の作成、提出等の効果等の検証及び報告制度の見直し</p> <p>i) 改正自動車NO<sub>x</sub>・PM法において、自動車使用管理計画の作成、提出等について実効性を高めるために、新たに届出対象者を把握するための都道府県知事による報告徴収・立入検査権限を創設した。</p> <p>ii) 環境省は、自動車使用管理計画の実施状況について、事業者等の取組を評価することができるよう、平成16年度の実施状況について平成18年12月に、平成17年度の実施状況について平成19年5月に、1事業者当たりの排出量及び1台当たりの排出量を整理し、自動車使用管理計画策定事業者における排出量の削減状況について検証を行うとともに、各都府県に情報提供し、事業者指導への活用を図ることとした。</p> <p>また、自動車使用管理計画に係る排出量計算ソフトの整備を行い、平成18年度から計画策定に係る事業者の負担の軽減を図った。</p>

(注) 1 「関係行政機関」欄は、総務省が法第16条第2項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 「政策の評価の観点及び結果」欄、「意見」欄及び「政策への反映状況」欄の用語は、次のとおり。

・「自動車NO<sub>x</sub>法」：自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

・「一般局」：一般環境大気測定局

・「自排局」：自動車排出ガス測定局

・「NO」：一酸化窒素

・「NO<sub>2</sub>」：二酸化窒素

・「NO<sub>x</sub>」：窒素酸化物

・「SPM」：浮遊粒子状物質

3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照

([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

イ 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テ ー マ 名	経済協力（政府開発援助）に関する政策評価（総合性確保評価） (通知・公表日：平成16年4月2日)
関係行政機関	内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	「必要性」、「有効性」及び「効率性」の観点に加え、政府開発援助（ODA）の特性に応じたものとされている「効果の持続性（自立発展性）」の観点から、13府省が所掌するODAについて、一括して、全体として評価を実施
○ 評価の結果	<p>① 日本のODAについて、各種意見等や既往の評価結果等を全体的に概観した結果では、一定の評価が得られている。</p> <p>しかし、限られた援助資源（予算・人員）を有効に利用し、成果重視のODAの実現を図るためには、ODA事業の特性や事情等に応じ、次のような援助手法等に積極的に取り組むことが重要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 包括的・一体的な事業の実施のための案件形成段階から追加支援に至るまでの各援助形態（有償資金協力、無償資金協力、技術協力等）間・各府省間の連携・調整</li> <li>ii) 他の援助国・国際機関等との連携・調整</li> <li>iii) NGO等の民間援助団体との連携、南南協力支援の強化等被援助国との連携</li> <li>iv) 在外公館や援助実施機関現地事務所などの現地機関及び援助実施機関の機能・役割の強化</li> <li>v) 事業計画変更や迅速な追加支援等、援助の仕組み・手続の柔軟性・弾力性の確保</li> </ul> <p>② また、援助効果の発現とその効果の持続性（自立発展性）を確保するためには、各府省及び実施機関による評価の結果に基づく教訓・課題をODAの政策立案や実施過程に反映（フィードバック）させることが重要</p>

意 見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>① 各府省において、ODA事業の特性や事情等に応じ、次のような援助手法等に積極的に取り組み、総合性を確保しつつ、ODAを実施していくことが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 包括的・一体的な事業の実施のための案件形成段階から追加支援に至るまでの各援助形態（有償資金協力、無償資金協力、技術協力等）間・各府省間の連携・調整</li> </ul>	<p>関係行政機関は、評価の結果を踏まえ、次のとおり、政策への反映を図っている。</p> <p>① 援助資源を有効に利用し、成果重視のODAの実現を図るため、次のような取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 各援助形態間・各府省間の連携・調整については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 政府開発援助関係省庁連絡協議会の活用等を通じた、主要な被援助国ごとの我が国ODA全体の方針である国別援助計画の策定の推進（別紙1（注1）参照）</li> <li>b) 上記協議会など様々なレベルでの関係府省間の各種会議の活用等を通じた情報の共有化。特に、13府省が実施している技術協力について、実施後の情報のみならず、実施予定の案件に関する情報の共有化</li> <li>c) 国別援助計画を具体的な援助につなげるためのプログラム型案件形成（異なる援助形態を有機的に連携する取組）の仕組みの導入などにより、その促進を図っている。</li> </ul> </li> </ul> <p>(その後の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 国別援助計画は、平成18年度、新たに4か国について策定され、平成19年3月末現在23か国について策定済み（別紙1（注1）参照）。</li> <li>b) 平成18年5月、「関係府省庁技術協力・年度計画検索サイト」を立ち上げ、関係府省の技術</li> </ul>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ii) 他の援助国・国際機関等との連携・調整</p> <p>iii) NGO等の民間援助団体との連携、南南協力支援の強化等被援助国との連携</p>	<p>協力の実施予定案件に関する情報の共有化を推進</p> <p>c) 平成18年度に実施した「平成19年度技術協力・平成20年度無償資金協力課題別要望調査」の実施要領に「プログラム化」の推進を明記するとともに、17年度末に試行的に認定した3件の優良プログラムを参考資料として添付した。同要望調査においては、現地ODAタスクフォースから推薦のあったプログラムを審査の上、「優良プログラム」としたプログラムに含まれる個別案件を優先的に検討することとしている。</p> <p>ii) 他の援助国・国際機関等との連携・調整については、</p> <p>a) 政府開発援助に関する中期政策(平成17年2月4日閣議報告。以下「ODA中期政策」という。)を受けて、国際機関や他の援助国を始めとする現地援助コミュニティとの連携を強化するための在外公館や援助実施機関の現地事務所などの現地機関の機能強化</p> <p>b) 国際機関や他の援助国と政策対話を一層積極的に行い、我が国の援助方針を他の援助国・国際機関との間で共有することによる主要援助国間の政策協調の推進</p> <p>などにより、その促進を図っている(別紙1(注2)参照)。</p> <p>iii) NGO等民間援助団体との連携については、</p> <p>a) ODA中期政策において、「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチとして、人々に確実に届く援助を目指すためにNGO等と連携と調整を図ることを明記</p> <p>b) NGO関連予算の拡充(日本NGO支援無償予算を平成17年度28.5億円に、草の根技術協力予算を17年度19.5億円に増額。別紙1(注3)参照)などにより、その促進を図っている。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>b) NGO関連予算については、平成19年度において、無償資金協力予算全体が2.7%減となる中、日本NGO連携無償資金協力予算は28億円(前年度比1.8%減)を計上</p> <p>また、①NGOの組織強化のための予算として、新たに職員研修事業を導入するなどにより、前年度比1.8億円増の4.7億円を計上、②JICA関連のODA事業へのNGO参画促進のための予算を前年度比3.6億円増の15.0億円計上(別紙1(注3)参照)</p> <p>また、被援助国との連携については、第三国研修、第三国専門家派遣などの南南協力支援の更なる推進により、その促進を図っている(別紙1(注4)参照)。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>iv) 在外公館や援助実施機関現地事務所などの現地機関及び援助実施機関の機能・役割の強化</p> <p>v) 事業計画変更や迅速な追加支援等、援助の仕組み・手続の柔軟性・弾力性の確保</p> <p>② 評価結果の教訓・課題をODAの政策立案や実施過程に反映（フィードバック）させるための機能のより一層の充実・強化を図ることが必要</p>	<p>iv) 現地機関等の機能・役割の強化については、</p> <p>a) ODA中期政策に基づき、現地において援助政策の立案・検討や援助対象候補案件の形成・選定等について具体的な取組を実施（別紙1（注5）参照）</p> <p>b) 在外公館と援助実施機関の現地事務所で構成される「現地ODAタスクフォース」の設置（平成18年3月までに69か国に設置：別紙1（注6）参照）</p> <p>などにより、その推進を図っている。</p> <div data-bbox="727 611 1415 757" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(その後の状況)</p> <p>b) 現地ODAタスクフォースは、平成18年4月以降、新たに4か国で設置され、19年4月末現在、73か国に設置（別紙1（注6）参照）</p> </div> <p>v) 援助の手続等の柔軟性・弾力性の確保については、モニタリングや中間・事後評価の実施又は強化を図り、必要に応じ、目標の修正、追加支援、具体的な改善策の提案等、各援助形態において工夫をして柔軟なフォローアップ措置を実施している（別紙1（注7）参照）。</p> <p>② 各府省等が自らの評価結果を政策立案や実施過程に反映させる機能の充実・強化のため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005について」（平成17年6月21日閣議決定）で評価の結果をODA政策の企画・実施に反映させるサイクルの確立について定められたことをも踏まえ、我が国ODAのPDCAサイクル（企画(Plan)、実施(Do)、チェック(Check)及び反映(Act)をつなげるサイクル）の確立のために具体的な措置を採ることとしている（別紙1（注8）参照）。</p> <div data-bbox="727 1413 1415 1738" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(その後の状況)</p> <p>評価結果の計画へのフィードバック・反映への強化について、外務省では、平成18年9月に、平成17年度ODA第三者評価の主な提言への対応策を決定し、関係部局・在外公館でフォローアップを行うとともに、19年前半にそのフィードバックの状況を確認することとしている。また、今後も同様のサイクルで、評価結果をODA政策の企画・立案、実施に反映させる体制を強化していくこととしている。</p> </div>

(注) 1 「関係行政機関」欄は、総務省が法第16条第2項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 「関係行政機関」欄の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。

3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

テ ー マ 名	検査検定制度に関する政策評価（統一性確保評価） (通知・公表日：平成16年4月2日)
関係行政機関	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	検査検定制度について、政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、統一的に評価を実施
○ 評価の結果	<p>① 検査検定 126 制度について、コスト分析の手法を用いて、検査検定制度の受検及び実施に係る直接的な経費について、把握し、どのような制度改変がコスト、選択範囲等にどのような変化を与えるか分析を行い、影響の変化の実態を整理</p> <p>② 制度改変のうち、累次の閣議決定に挙げられた検査検定制度に係る規制改革に基づく措置が、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響を小さくする上で有効</p>

意 見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>検査検定制度を所管する各省においては、今回の総務省による評価結果及び評価において用いたコスト分析の手法を最大限活用して、検査検定制度のコスト及び効果の分析・把握を行い、これを通じ、それぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提としつつ、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響を可能な限り小さくする観点から規制改革を更に推進する必要がある。</p>	<p>関係行政機関は、評価の結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。</p> <p>評価した7省の検査検定126制度のうち、既に廃止されたもの又は廃止が予定されているものが3省の3制度ある。</p> <p>既に廃止又は廃止が予定されている3制度を除く7省の検査検定123制度については、平成17年度までに、コストの低減や選択範囲の拡大等に結びつき得る制度の改変又はコスト分析が実施されたものが7省の68制度、今後コスト分析に取り組むこととするものが4省の55制度であった。</p> <p>(その後の状況(別紙2参照))</p> <p>平成18年度においては、17年度において今後コスト分析に取り組むこととされていた4省の55制度のうち、2省の20制度において、新たに制度の改変又はコスト分析が実施された。これにより、平成17年度までの取組と合わせて、18年度末までに制度の改変又はコスト分析が実施されたものは、7省の123制度のうち、7省の88制度(72%)となった。</p> <p>残りの4省の35制度について、関係各省の検査検定所管部局等は、総務省が評価において用いたコスト分析手法を活用することなどにより、今後コスト分析に取り組むこととしている。</p> <p>以上の取組の内訳は、次のとおりである。</p> <p>① 平成18年度において、新たに制度の改変又はコスト分析を実施したもの(2省の20制度)</p> <p>i) コストの上昇及び選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さいものとなるよう配慮しつつ、制度の改変を実施(1省の4制度)</p> <p>ii) コスト分析を実施(2省の16制度)</p> <p>② 総務省が評価において用いたコスト分析手法を活用するなどして、今後コスト分析に取り組むこととしているもの(4省の35制度)</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>i) 今後コスト分析を実施 (3省の29制度)</p> <p>ii) 既に自己確認化・自主保安化しているなどコストや負担の軽減に取り組んでおり、更なる規制改革のための制度の変更が直ちに見込みがたいこと等から、制度の運用状況を踏まえ、制度の見直しの検討を行う等の中でコスト分析を実施 (2省の6制度)</p> <p>なお、平成17年度までに制度の変更又はコスト分析が実施された7省の68制度のうち4省の5制度については、18年度においても、制度の変更が実施された。</p>

(注) 1 「関係行政機関」欄は、総務省が法第16条第2項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 「関係行政機関」欄の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。

3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

テーマ名	湖沼の水環境の保全に関する政策評価（総合性確保評価） (通知・公表日：平成16年8月3日)
関係行政機関	農林水産省、国土交通省、環境省

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	湖沼水質保全政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を実施
○ 評価の結果	<p>これまでの湖沼水質保全政策に係る各種施策の推進に伴い、湖沼の流域から排出される汚濁負荷量は削減され、水質汚濁の進行を抑制し、一部湖沼では水質の改善が見られるなど一定程度の効果は認められる。</p> <p>しかし、湖沼水質保全特別措置法の施行から20年、また、各指定湖沼の指定から相当期間が経過しているにもかかわらず、政策目標である水質環境基準や湖沼水質保全計画の水質目標は大半の湖沼において未達成であるなど、湖沼の水質に顕著な改善はみられず、総体として、期待される効果が発現しているとは認められない。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>関係行政機関においては、調査の過程で把握された次の課題について十分配慮し、今後の湖沼水質保全政策の推進を図ることが必要</p> <p>① 湖沼の流域から流入する汚濁負荷や湖沼の内部で生産される汚濁負荷については、その汚濁機構の解明や実態の把握が必ずしも的確に行われていないことから、それらに係る水質汚濁の機構の解明及び各種発生源からの汚濁負荷の的</p>	<p>関係行政機関は、評価の結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。</p> <p>評価結果を踏まえ、平成16年10月に環境大臣から中央環境審議会に「湖沼環境保全制度の在り方について」諮問し、平成17年1月に答申がなされた。これを踏まえ、湖沼水質の改善に向けた施策を拡充するため、湖沼水質保全特別措置法が改正(平成18年4月1日施行。以下「改正湖沼法」という。)された。</p> <p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <p>i) 非特定汚染源(注)から流出する汚濁負荷への対策が必要な地域を流出水対策地区として指定する制度の新設</p> <p>ii) これまで適用を除外してきた既設事業場に対する負荷量規制の適用</p> <p>iii) 湖沼の水質の改善に資する植生を保護するための地域を湖辺環境保護地区として指定する制度の新設 等</p> <p>また、改正湖沼法に基づき、湖沼水質保全基本方針を変更(平成18年1月24日閣議決定。以下「変更基本方針」という。)するとともに、改正湖沼法に係る政令及び省令の改正を行った。</p> <p>(注) 「非特定汚染源」とは、汚濁負荷の排出地点が特定できる工場、事業場等とは異なり、排出地点が特定しにくい農地、市街地等をいう。</p> <p>個別の課題に対する意見の政策への反映状況は次のとおりである。</p> <p>① 水質汚濁の機構の解明及び各種発生源からの汚濁負荷の的確な把握</p> <p>環境省は、湖沼の水質保全の課題を総括し、整理を行うための調査を実施するとともに、これを踏まえ、水質汚濁の機構の解明に資する調査(湖沼水の全有機態炭素並びに各態の窒素及びりん)の把握のための調査(平成17年度から実施)等、各種発生源からの汚濁負荷の的確な把握に資す</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>確な把握の推進を図ること。</p> <p>② 指定湖沼においては湖沼水質保全計画が各種施策を推進する上での拠り所となっているが、i)計画に計上した水質目標値と実績値がかい離している状況、ii)汚濁負荷量の把握方法等が技術的に必ずしも確立しているとは言えず、また運用上も適切でない面が見られる状況、iii)計画において数値目標を設定している施策の大半がその目標を達成していない状況などがみられることから、湖沼水質保全計画の適切な策定及び同計画に基づく各種施策の着実な実施の推進を図ること。</p> <p>③ 各種施策の推進に当たって、</p>	<p>る調査（非特定汚染源の汚濁負荷発生原単位の精査のための調査（平成15年度から実施）等）を行っている。また、各調査結果等については、指定湖沼を有する府県等に提供し、湖沼水質保全施策の実施に活用を図ることとした。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>環境省は、湖沼の水質汚濁の機構の解明に資する調査の結果について、指定湖沼を有する府県等に提供し、湖沼水質保全施策の実施への活用を図った。また、湖沼の汚濁メカニズムの更なる解明等を図るための新たな総合的調査（琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査）を平成19年度予算に計上（5,000万円）した。</p> <p>② 湖沼水質保全計画の見直し及び同計画に基づく各種施策の着実な実施</p> <p>i) 改正湖沼法において、非特定汚染源から流出する汚濁負荷の削減を図るための流出水対策地区に係る流出水対策推進計画を湖沼水質保全計画の中に定めることとした。</p> <p>ii) 改正湖沼法において、都道府県知事は、従来5年間に定められていた湖沼水質保全計画の計画期間を各湖沼の状況に応じて適切に定めることができることとするともに、湖沼水質保全計画の策定に当たって、指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとした。</p> <p>iii) 変更基本方針において、湖沼水質保全計画の策定に当たり、</p> <p>a) 湖沼特性を踏まえた望ましい湖沼の水環境及び流域の状況等に係る長期ビジョンを関係機関や関係者と共有すること、</p> <p>b) 将来における汚濁負荷量の推移を推計し、これに伴う指定湖沼の水質への影響を予測する際に、可能な限り指定地域内の水環境の状況や汚濁負荷発生源を的確に把握すること、</p> <p>c) 5年を超える計画期間とする場合には、5年を目途に計画の進捗よく状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じ計画を見直すこと、</p> <p>d) 対策ごとに可能な限り定量的な目標を設定することとし、定性的な目標を設定した場合でも、具体的な実績を把握することにより、対策の効果は可能な限り定量的に評価できるようにすること等を定めた。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>改正湖沼法に基づき、5指定湖沼（霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖、児島湖）について、関係府県が新しい湖沼水質保全計画案を策定し、平成19年3月に公害対策会議の議を経て環境大臣が同意を行った。新しい各湖沼水質保全計画においては、改正湖沼法等により設けられた流出水対策推進計画の策定、望ましい湖沼の水環境等に係る長期ビジョンの関係機関及び関係者間での共有、河川浄化対策や浸透性舗装等の市街地対策事業などに関する定量的な目標の設定を行った。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>i) 基本方針において湖沼の特性及び汚濁原因に応じた対策を講じることとされており、非特定汚染源に由来する汚濁負荷の割合が大きい湖沼や特定汚染源対策が進み非特性汚染源に由来する汚濁負荷割合が相対的に大きくなった湖沼があるなど、非特定汚染源対策を一層進める必要がある状況を踏まえ、有効な非特定汚染源対策の検討及び着実な実施の推進を図ること。</p>	<p>③ 各種施策の推進状況</p> <p>i) 有効な非特定汚染源対策の検討及び着実な実施</p> <p>a) 改正湖沼法において、非特定汚染源から流出する汚濁負荷の削減を図るため、都道府県知事は流出水対策地区を指定し、流出水対策の実施のための指導等を行うことができることとされた。</p> <p>b) 環境省は、流出水対策地区制度の推進を図るため、モデル地区における非特定汚染源負荷を把握し、流出水対策推進モデル計画を策定することを目的とする調査の費用等を平成18年度予算に計上(3,640万円)した。</p> <p>c) 農林水産省は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対する金融・税制上の特例措置の支援策を引き続き実施した。</p> <p>また、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(以下「農業環境規範」という。)を策定し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)を发出して都道府県知事等に周知した。これにより、補助事業等については農業環境規範を実践する農業者に対して講じていくことを基本とし、平成17年度においては、5つの補助事業等の実施のための要綱、要領等にその具体的方法を定め、普及・定着を推進した。</p> <p>さらに、同通知により、「施肥基準の策定・見直しの指針」を改めて都道府県知事等に示し、環境保全に配慮した施肥基準の見直しを促した。</p> <p>d) 平成17年度に国土交通省、農林水産省及び環境省は、湖沼の水質保全を一層図るため、連携し、検討をした結果、非特定汚染源からの汚濁負荷に関する調査分析と非特定汚染源対策に係る事業実施に当たっての基本的考え方や留意点について取りまとめた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(その後の状況)</p> <p>b) 環境省は、関係府県と連携して、改正湖沼法に新たに盛り込まれた流出水対策地区制度の推進を図るため、平成18年度から実施した流出水対策推進モデル計画策定を目的とした調査の結果を前述5指定湖沼の流出水対策推進計画の策定に活用した。</p> <p>c) 農林水産省は、農業環境規範の普及・定着を推進するとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定を促進した。</p> <p>なお、農林水産省が行う補助事業等については、農業環境規範を実践する農業者に対して講じていくことを基本としており、平成18年度において、11の補助事業等の実施のための要綱、要領等にその具体的方法を定め、普及・定着を推進した。</p> <p>さらに、平成18年12月に成立した有機農業の推進</p> </div>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ii) 汚水処理施設の整備状況等において、a) 指定湖沼（地域）の人口の 21.2%（99 万人）分に相当する汚水処理施設が未整備であるとともに、集合処理施設の利用が可能な人口のうち 16.0%（51 万人）の者が施設へ未接続であり生活雑排水が未処理、b) 湖沼水質保全計画で位置付けられているにもかかわらず集合処理施設の高度処理率が低いものがあり、富栄養化の原因となる窒素、りん等の除去が必ずしも十分でない、c) 生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽がいまだに相当数設置、d) 汚水の一部が未処理のまま流出することがある合流式下水道が未改善の状況がみられることから、各指定湖沼の湖水水質保全計画を踏まえて、湖沼の水質保全に寄与すると考えられる汚水処理施設の整備、集合処理施設への接続の促進及び高度処理化、単独処理浄化槽の解消並びに合流式下水道の改善についてなお一層推進を図ること。</p>	<p>に関する法律に基づき、農林水産大臣の定める「有機農業の推進に関する基本的な方針」について、食料・農業・農村政策審議会生産分科会において審議を行い、同審議会の答申を踏まえ、平成 19 年 4 月末に策定・公表した。</p> <p>ii) 汚水処理施設に係る接続の促進、高度処理化等</p> <p>a) 汚水処理施設に係る接続の促進について 国土交通省は、「下水道経営に関する留意事項等について」（平成 16 年 12 月 16 日付け国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長通知）を地方公共団体へ発出し、下水道への接続の徹底を要請した。 農林水産省は、平成 18 年 3 月に「土地改良事業計画指針「農村環境整備」（平成 13 年 8 月 31 日付け 13 農振第 1466 号農林水産省農村振興局長通知）を改正し、農業集落排水事業の計画の策定と合わせて速やかな接続の達成策を検討することを同指針の中に位置付けた。</p> <p>b) 高度処理化の推進について 農林水産省は、農業集落排水施設の改築及び高度処理化推進のための計画策定等への支援を行う遠隔監視等を活用した高度処理促進事業を平成 18 年度から実施する（平成 18 年度予算額 1 億 2,500 万円）こととした。</p> <p>c) 単独処理浄化槽の撤去について 環境省は、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、水質汚濁対策が必要な地域における合併処理浄化槽の設置の際に支障となる単独処理浄化槽の撤去費用について、平成 18 年度から助成の対象とした（内閣府及び環境省において予算計上（平成 18 年度における浄化槽整備事業総額 264 億 2,902 万円の一部））。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>a) 汚水処理施設の整備について 各地方公共団体において、汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラント）の整備を促進しており、平成 17 年度末における汚水処理人口普及率は 87.0%である。</p> <p>b) 高度処理化の推進について 農林水産省は、農業集落排水施設の改築及び高度処理化推進のための計画策定等への支援を行う遠隔監視等を活用した高度処理促進事業を平成 18 年度には琵琶湖や印旛沼で実施した（平成 19 年度予算額 1 億 2,500 万円）。</p> <p>c) 単独処理浄化槽の撤去について 環境省は、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成 18 年度に引き続き単独処理浄化槽の撤去費用について、平成 19 年度の助成の対象とした（内閣府及び環境省において予算計上（内閣府所管 1,418 億 3,300 万円の一部及び環境省所管 132 億 9,600 万円の一部））。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>④ これまで永年にわたり湖沼水質保全政策を推進してきたにもかかわらず、総体として湖沼の水質に顕著な改善がみられないこと等を踏まえ、これまで実施してきた施設整備や直接規制的手法のみならず、排出量取引など経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする経済的手法等の新たな政策手段の導入に向けた検討の推進を図ること。</p>	<p>④ 排出量取引などの経済的手法等の新たな政策手段の導入に向けた検討</p> <p>i) 平成 17 年 6 月の下水道法の改正により、国土交通省は、流域別下水道整備総合計画制度を見直し、流域全体で高度処理を協力して行う手法（一方の下水道管理者が他方の下水道管理者の窒素又はりん削減目標量の一部を肩代わりする場合、その費用の一部は肩代わりされた下水道管理者が負担することとする制度）を導入した。</p> <p>ii) 環境省は、米国や欧州諸国における水質保全分野に係る経済的手法やその効果等についての調査を行うとともに、その論点や検討の方向性についての整理等を行った。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>i) 国土交通省は、平成 17 年 6 月の下水道法の改正により、流域別下水道整備総合計画制度を見直し、流域全体で高度処理を行う手法を導入した。また、当該手法の導入により行われる高度処理共同負担事業の実施に当たって、下水道管理者間で決定すべき事項の円滑な調整を図るため、削減目標量の肩代わりに伴う費用負担額の設定手法の考え方などを盛り込んだ、高度処理共同負担事業の実施ガイドラインを策定し、平成 19 年 5 月、下水道管理者に対して発出した。</p> <p>ii) 環境省は、平成 19 年度予算「琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査」において、水質保全分野における排出量取引などの経済的手法の検討を行うこととした。</p>

(注) 1 「関係行政機関」欄は、総務省が法第 16 条第 2 項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html))

テーマ名	留学生の受入れ推進施策に関する政策評価（総合性確保評価） (通知・公表日：平成17年1月11日)
関係行政機関	文部科学省、法務省、外務省、厚生労働省

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	留学生の受入れ推進施策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を実施
○ 評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 昭和58年に立てられた10万人の留学生受入れの目標は、平成15年に既に達成済み。</li> <li>② 国費留学生数及び留学生数に占める国費留学生の割合とも、先進諸国に比べ高い水準</li> <li>③ 国費留学生の受入れの拡充が私費留学生受入れの増加を牽引するという状況は必ずしも明らかではない。</li> <li>④ 私費留学生数が国費留学生数の10倍以上の国と2倍以下の国に二極分化</li> <li>⑤ 国費留学生は、特定の国の割合が高い。</li> <li>⑥ 全体として学業成績等質が低下しており、学位を取得できない者や不法残留者が増加</li> <li>⑦ 質の向上を図るための方策として、日本語能力に重点を置いた留学生の選考の改善、私費留学生に対する学習奨励費の改善等を求める意見多数</li> <li>⑧ 大学等による職業紹介を希望する者が多いにもかかわらず、外国人雇用サービスセンターと大学等との連携が十分とはいえない。</li> </ul>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>留学生受入れ推進施策は、教育・研究水準の向上、国際理解の推進及び人材養成への協力のため重要であるが、10万人受入れ目標は達成され、他方、留学生の質の低下が懸念されていることから、今後は、厳しい財政状況も考慮しつつ、国費の使用については質の向上へ重点を移すことが必要</p> <p>この観点から、次の課題を指摘するとともに、具体的方策として検討が必要と考えられるものを参考として例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国費留学生については、役割、規模、国別割合及び選考・受入れ過程を見直す（後発開発途上国については、相手国の事情に応じて一定の配慮）こと (具体的方策の例示) [国費留学生について]</li> <li>i) その主たる役割を私費留学生の呼び水から優秀な留学生の確保重視に移行</li> <li>ii) 支援策の規模の拡大を抑制するとともに、国別割合の見直し(後発開発途上国については、相手国の事情に応じ一定の配慮)</li> </ul>	<p>関係行政機関は、評価の結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。</p> <p>[国費留学生に関する措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 国費留学生については、文部科学省及び外務省において、下記のような選考方法の改善等を行い、優秀な留学生の確保に努めている。</li> <li>ii) 国費留学生の規模については、現下の厳しい財政事情の下、新規受入数は、文部科学省の平成17年度予算で5,263人(対前年度20人増)、18年度予算で5,273人(対前年度10人増)と増加する一方、予算額は17</li> </ul>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>iii) 選考方法の改善及び推薦された者と受入れ機関との事前調整の充実</p>	<p>年度予算で 229 億円(在学の留学生数の減少を見込み対前年度 4 億円減)、18 年度予算で 227 億円(留学生 1 人当たりの奨学金の額の縮減により対前年度 2 億円減)と減少した。</p> <p>国費留学生(平成 16 年度在学者数 9,804 人、17 年度同 9,891 人)の国別割合については、平成 17 年度は上位 2 か国(中国、韓国)の割合が 27.8%、上位 5 か国(中国、韓国、タイ、インドネシア、ベトナム)の割合が 45.8%となり、15 年度(上位 2 か国 29.5%、上位 5 か国 46.8%)、16 年度(上位 2 か国 28.9%、上位 5 か国 46.7%)に比べ、上位 2 か国、5 か国の割合とも低下している。</p> <p>さらに、平成 18 年度の大使館推薦の研究留学生については、文部科学省及び外務省において、a) 外交的重要性を増している中東地域を重視(9 か国 10 人増)、b) 日本語教育が盛んになっている中央アジア地域等を重視(7 か国 8 人増)、c) 受入実績のない国について在外公館から新規受入要望があった場合の対応拡大(3 か国 3 人増)、d) 17 年度の応募倍率が低い国について採用枠を削減(10 か国 15 人減)との方針の下、採用枠を見直した。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>ii) 国費留学生の規模については、現下の厳しい財政事情の下、新規受入数は、文部科学省の平成 18 年度予算で 5,273 人(対前年度 10 人増)、19 年度予算で 5,273 人(対前年度同)とする一方、予算額は 18 年度予算で 227 億円(留学生 1 人当たりの奨学金の額の縮減により対前年度 2 億円減)、19 年度予算で 223 億円(留学生 1 人当たりの奨学金の額の縮減により対前年度 4 億円減)と減少した。</p> <p>国費留学生(平成 17 年 5 月時点の在学者数 9,891 人、18 年 5 月時点同 9,869 人)の国別割合については、平成 18 年度は上位 2 か国(中国、韓国)の割合が 26.9%、上位 5 か国(中国、韓国、インドネシア、タイ、ベトナム)の割合が 44.3%となり、16 年度(上位 2 か国 28.9%、上位 5 か国 46.7%)、17 年度(上位 2 か国 27.8%、上位 5 か国 45.8%)に比べ、一層多様な国々から留学生を受入れている。</p> <p>さらに、平成 19 年度の大使館推薦の研究留学生については、文部科学省及び外務省において、a) 外交的重要性を増している南アジアや中東、アフリカ地域を重視(5 か国 7 人増)、b) 需要が高まっている欧米への対応(2 か国 2 人増)、c) 過去の応募倍率が低い国について採用枠を削減(3 か国 4 人減)との方針の下、適切に採用枠を見直した。</p> <p>iii) 国費留学生の選考方法の改善については、文部科学省及び外務省において、</p> <p>a) 大使館推薦の研究留学生の平成 18 年度募集に際して、応募者の基礎学力(大学での成績)及び全世界共通の語学試験結果(日本語、英語)に最低合格ラインを新たに設定するとともに、在外公館にお</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 私費留学生については、質の向上を図りつつ、効率的にそれが達成されるよう、支援の在り方を見直すこと (具体的方策の例示) [私費留学生について]</p>	<p>る選考において、従来からの取組を徹底し、原則として現地学識者等の外部委員を加えた選考委員会を設置して選考を実施し、選考における透明性を確保する等、選考方法を改善し、質の確保に努めている。</p> <p>b) 本邦の大学が推薦した国外からの留学生の採用について、平成 18 年度から、一層の質の確保を図るため、文部科学省は、国公立大学を通じた一斉公募により行うこととし、より競争的な採用方法を導入している。</p> <p>c) 本邦の大学が推薦した国内の私費留学生からの採用について、文部科学省は、留学生受入れの現状にかんがみ、より適切な採用方法及び教育費の支給の在り方等を検討しているところである。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>b) 本邦の大学が推薦した国外からの留学生の採用について、平成 18 年度より、国際的に魅力のある留学生受入プログラムを実施する大学に対し、当該プログラムにより受け入れる優秀な大学院留学生の一部を国費留学生として採用する「国費留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」を実施しており、これにより一層の質の確保及び大学間の競争が促進されている。</p> <p>c) 本邦の大学が推薦した国内の私費留学生からの採用について、文部科学省は、学部レベルにおいて、成績の評価（登録した科目の評価を平均化した係数）を一層重視して採用を行った。</p> <p>また、文部科学省は、大学の学部に進学予定の留学生に対して、渡日後 1 年間の予備教育を実施しているが、平成 17 年度から、予備教育における評価をより厳密に行い、成績不良等によりその課程の修了が不可と判定される者については、大学進学を認めず、帰国させる措置を講じた。</p> <p>さらに、国費留学生として推薦された者と受入れ機関との事前調整の充実を図るため、文部科学省及び外務省は、大使館推薦の研究留学生の平成 18 年度募集から、</p> <p>a) 在外公館による第 1 次選考に合格した者のみが受入内諾書の入手等の手続を進められること、</p> <p>b) 大学が研究生としての受入内諾を出す際には教員個人ではなく研究科・専攻コース等で組織としての承諾を得ることを原則とすること</p> <p>について大学等に周知し、国費留学生の採用までのプロセスを明確化した。</p> <p>[私費留学生に関する措置]</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>i) 学習奨励費の一律支給方式の見直し</p> <p>ii) 学習奨励費の支給に当たって日本留学試験（独立行政法人日本学生支援機構が実施）の活用</p> <p>iii) 入国管理局の厳格な入国審査の維持</p> <p>[国費留学生・私費留学生共通の措置]</p> <p>○ 大学等と入国管理局の連携の強化(大学等からの入国管理局への中途退学者等の迅速な通報及び大学等からの中途退学者及び卒業者への帰国指導)</p> <p>③ 留学生の我が国社会における活動の場を確保するための支援(具体的方策の例示)</p> <p>[国費留学生・私費留学生共通の措置]</p> <p>○ 外国人雇用サービスセンター（厚生労働省公共職業安定所の内部組織）と大学等との連携強化</p>	<p>i) 文部科学省は、学習奨励費の見直しについて、学業成績を重視する観点から、受給者の選定方法について、前年度に取得した単位のみを対象とする評価方式から、前年度に履修登録した全科目を対象とし、履修したが取得不可であった科目や途中で履修放棄した科目も評価対象とする方法に平成 17 年度から変更した。</p> <p>さらに、学習奨励費の支給金額の見直しについては、その検討のため、私費外国人留学生の生活実態等の調査を実施している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(その後の状況)</p> <p>私費外国人留学生生活実態調査の結果、学生生活費は増加傾向にある。支給金額については、厳しい財政状況に鑑み、現行の方式を維持しつつ、引続き実態調査等の動向を踏まえながら、今後も対応することとしている。</p> </div> <p>ii) 文部科学省は、学習奨励費の支給に当たって、日本留学試験の活用を図る観点から、同試験で優秀な成績を修めた者に対する学習奨励費の予約について、平成 17 年度から年間予約者数を 1,000 人に増やした（前年度 800 人）。</p> <p>iii) 法務省入国管理局は、入国審査について、平成 15 年 11 月から留学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無をより厳正に審査し、適正化を図っているところであり、今後とも厳格な入国審査を維持していくこととしている。</p> <p>[国費留学生・私費留学生共通の措置]</p> <p>○ 文部科学省及び法務省は、大学等と入国管理局の連携の強化を図る観点から、大学等から入国管理局への中途退学者等の迅速な通報及び大学等から中途退学者及び学卒者への帰国指導を行うため、退学した者、除籍された者や所在不明の者について、大学等から管轄の地方入国管理局へ半年に 1 回定期報告を行うこととしていたが、平成 17 年 1 月から、月 1 回の報告に改めた。</p> <p>また、不法残留者等が多く発生していたり、在学生在が資格外活動違反等で摘発されるなど、在籍管理が適切であるとは認められない大学等に対しては、法務省入国管理局でその在籍管理方法等について事情を聴取するなどして改善を指導している。</p> <p>[国費留学生・私費留学生共通の措置]</p> <p>○ 文部科学省は、外国人雇用サービスセンターと大学等との連携強化を図るため、留学生交流研究協議会（大学等の教員、事務職員及び関係省庁が留学生に関する諸問題を協議）や各種研修会等において、外国人雇用サービスセンターが提供する留学生の採用企業情報の利用を呼びかけている。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>あわせて、厚生労働省は、i) 平成 17 年 1 月、大学等との連携の促進に関する文書「留学生の就職支援に関する大学等との連携の促進について」を各都道府県労働局あて発出、ii) 17 年 5 月、新たに「留学生に係る大学等就職担当者連絡会議」を開催（参加大学等 37 校）、iii) 平成 17 年度においては、大学等での留学生向け就職ガイダンスを 43 回（参加者 1,905 人）開催（16 年度は 32 回開催）、iv) 大学等における就職担当者を対象としたセミナー等を開催した。</p> <p>以上の施策を通じ、外国人雇用サービスセンターを通じた就職成立件数は、平成 15 年度の 148 件（求職者数に対する成立率 3.7%）から、16 年度 297 件（対前年度 101%増、成立率 6.8%）、17 年度 321 件（対前年度 8%増、成立率 6.3%）と増加している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(その後の状況)</p> <p>平成 18 年度は、338 件（対前年度 5%増、成立率 7.7%）と増加している。</p> </div>

- (注) 1 「関係行政機関」欄は、総務省が法第 16 条第 2 項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。
- 2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

## 経済協力（政府開発援助）に関する政策評価（総合性確保評価）

## （注1） 国別援助計画の策定

国別援助計画の策定に当たっては、関係府省がそれぞれの所管に基づき関与。国別援助計画は、平成18年3月現在、次の19か国について策定済み。

- ・ バングラデシュ、タイ、ベトナム、エジプト、ガーナ、タンザニア、フィリピン、ケニア、ペルー、中国、マレーシア、カンボジア、ザンビア、チュニジア、ニカラグア、スリランカ、インドネシア、モンゴル、パキスタン

（その後の状況）

平成18年4月以降、4か国（インド、ウズベキスタン、カザフスタン及びラオス）について新規に策定され、平成19年3月末現在23か国について策定済み。

（参考）「海外経済協力に関する検討会」報告書（平成18年2月28日）において、「海外経済協力会議（仮称）」を内閣に設置し、海外経済協力の重要事項を機動的・実質的に審議すること、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の連携をさらに強化するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）が一元的に実施することとされている。

（その後の状況）

平成18年4月に内閣に「海外経済協力会議」が設置され、平成18年11月独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律が成立、公布され、20年度から技術協力、有償資金協力、無償資金協力をJICAが一元的に実施することとなった。

## （注2） 被援助国や他の援助国・国際機関等との連携・調整の新たな取組事例

## ○「EPSA for Africa イニシアティブ」

平成17年7月、我が国はG8サミットの中で、アフリカの民間セクター開発に関するアフリカ開発銀行グループとの共同イニシアティブ（EPSA for Africa）を発表。同イニシアティブの下、①アフリカ開発銀行との協調融資促進スキーム（5年間で10億ドルを上限として円借款を供与）を導入（アフリカ開発銀行の知見を活かして資金供給の迅速化と効率化を図ることとしている）、②アフリカ開発銀行内に信託基金（資金規模は2億ドルを目標）を立ち上げ、中小企業育成、金融機関の能力向上等のための技術支援を実施

## （注3） NGO関連予算の拡充

日本NGO支援無償予算 平成16年度 27億円 → 17年度 28.5億円

草の根技術協力予算 平成16年度 15.8億円 → 17年度 19.5億円

（その後の状況）

日本NGO連携無償予算 平成18年度 28.5億円 → 19年度 28億円（1.8%減。無償資金協力全体は、2.7%減）

草の根技術協力予算 平成18年度 19.9億円 → 19年度 18.7億円

以上のほか、平成19年度は、①NGOの組織強化（職員研修）のための予算を2.9億円から4.7億円に増額、②JICA関連のODA事業へのNGO参画促進のための予算を、11.4億円から15.0億円に増額

## （注4） 南南協力支援事業のこれまでの取組と成果（「ODAの点検と改善」（平成17年12月外務省より）

- ① 「第三国研修（開発途上国が近隣諸国などから研修員を招聘し、現地事情に適合した技術研修を実施する事業）」平成14年度139件→16年度194件→17年度245件
- ② 「第三国専門家（協力対象国に他の開発途上国から専門家を派遣する事業）」平成14年度109人→16年度124人→17年度383人

## （注5） 「政府開発援助に係る中期政策」（平成17年2月4日閣議報告）抄

## 4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

## (2) 現地機能強化の具体的取組

在外公館を中心にJICA、JBIC等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース（以下、現地TF）を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地TF及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地TFが主導的な役割を果たすよう、現地TFは、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を

行い、東京はこれらに関する現地TFの提言を尊重する。

- (具体的取組) ① 開発ニーズ等の調査・分析、② 援助政策の立案・検討、③ 援助対象候補案件の形成・選定、④ 現地援助コミュニティとの連携強化、⑤ 被援助国における我が国関係者との連携強化、⑥ 我が国ODAのレビュー、⑦ 情報公開と広報

- (注6) 現地ODAタスクフォースの設置国(平成15年3月以降18年3月までに69か国で設置)  
東アジア:インドネシア等11か国、南西アジア:インド等5か国、中央アジア及びコーカサス:ウズベキスタン等4か国、中東:アフガニスタン等8か国、アフリカ:ウガンダ等15か国、中南米:アルゼンチン等16か国、大洋州:パプア・ニューギニア等8か国、欧州:ブルガリア、ルーマニアの計69か国

(その後の状況)

平成18年4月以降、新たに4か国(アンゴラ、ベネズエラ、ソロモン諸島及びウルグアイ)で設置され、19年4月末現在73か国で設置

現地ODAタスクフォースは、国別援助計画の策定・改訂に参画しているほか、国別援助計画を策定済みの19か国では、現地ODAタスクフォースにより、我が国ODAが目的・意義を達成したか否か等の全体的なレビューを試行的に実施(今後、定期的に実施予定)

- (注7) 援助の仕組み・手続きの柔軟性・弾力性の確保の具体的な取組事例

- 技術協力においては、中間評価や終了時評価等において、必要が認められる場合は、目標の修正や援助の期間延長、追加支援の実施の検討等、柔軟な措置を実施(JICAの実施する技術協力の例)
- 有償資金協力においては、完成後の事業が効果の持続のために何らかの改善を要する場合、現地調査を行った上で、具体的な改善・解決策を提案する「援助効果促進調査」を実施
- 無償資金協力においても、案件終了後おおむね2年目及び6年目のすべての案件について、現地での状況調査を実施し、改善の必要に応じフォローアップを実施

- (注8)① 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005について」(平成17年6月21日閣議決定)

<別表1>

(6) ODAの事業量の戦略的拡充と改革

ODAプロジェクトの成果について、費用対効果を含め第三者による客観的評価を行い、その結果を公表するとともに、ODA政策の企画・実施に反映させるサイクル(PDCAサイクル)を確立させる。

- ② 「ODAの点検と改善」報告書(平成17年12月外務省)抄

第4章 チェック体制の拡充

4. 企画・実施に着実に反映させるサイクルの確立

(2) フィードバック・メカニズムの導入

- ・ 現地タスクフォースにおけるODAレビューを行う際に、例えば、それまで外務省及び実施機関が行った評価の結果を踏まえ、如何なる取組を行っているか等についてもレビューを行う。
- ・ 事前の評価・調査等に「過去の評価・監査等の結果を踏まえての検討事項(仮称)」等の項目を盛り込むこととする。
- ・ 過去の評価の蓄積から得られる教訓を分析、類型化し、評価結果を活用しやすい仕組みを検討する。そのため、事後評価の報告形式についても改良する。過去の評価・監査等の結果が、企画立案で十分活用されたかどうかについてODA評価有識者会議にアドバイスを求めることも検討する。

5. 各府省庁が所管するODA事業

(略) さしあたって今年度より、関係府省庁の協力を得つつ、外務省が発行する評価報告書に掲載する内容として、各府省庁が行うODAの評価を紹介するだけでなく、政府全体としてどのような取組を行っているのかをわかりやすく掲載できるよう努めるとともに、更なるODA評価の改善に向けて努力していく方針

## 検査検定制度に関する政策評価（統一性確保評価）

府省名	廃止又は廃止予定の制度数	制度の変更が行われた制度数	制度の変更がない制度数			小計 (共管制度を除く単独所管制度数)	備考	
			コスト分析を実施した制度	今後コスト分析を実施することとしている制度	既に自己確認化等しており、制度の見直し等の検討の中でコスト分析を実施することとしている制度		他省との共管制度数	合計 (府省別所管制度数)
総務省	1	1	5	0	5	12	2	14
文部科学省	1	2	1	0	0	4	4	8
厚生労働省	0	0	0	12	0	12	2	14
農林水産省	0	2	6	3	1	12	1	13
経済産業省	0	4	20	0	0	24	8	32
国土交通省	1	13	21	14	0	49	6	55
環境省	0	3	0	0	0	3	1	4
小計	3	25	53	29	6	116		
共管制度	0	3	7	0	0	10		
合計	3	28	60	29	6	126		

- (注) 1 「共管制度」は、検査検定制度が複数省の共管となっているものを表す。  
 2 制度の変更の有無については、平成16年4月2日から19年3月31日までの間である。